

管理規程チェックリスト

条 文	管理規程に定めなければならない事項	適・否	備考
法 13 条 2 項 1 号	路外駐車場の名称		
法 13 条 2 項 2 号	路外駐車場管理者の氏名及び住所 法人の場合は、その名称及び所在地、代表者の氏名及び住所		
法 13 条 2 項 3 号 省令 3 条 1 号	供用時間に関する事項 休業日、1 日における供用時間の開始・終了時刻を定める		
法 13 条 2 項 4 号 省令 3 条 2 号 政令 16 条	駐車料金に関する事項 ・ 駐車料金の額は確定額を持って定める ・ 駐車料金の額の基準は次のとおり ① 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと。 ② 自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額でないこと。 ③ 自動車を駐車させる者の負担能力に鑑み、その利用を困難にするおそれのない額であること。		
法 13 条 2 項 5 号 省令 3 条 3 号	路外駐車場の供用契約に関する事項 駐車する自動車の滅失・損傷についての損害賠償に関する事項を含むものとする		
法 13 条 2 項 6 号 省令 4 条 1 項 1 号	構造上、駐車できない自動車		
法 13 条 2 項 6 号 省令 4 条 1 項 2 号	付帯して行う業務の概要 燃料の販売、自動車の修理その他		

条 文	その他対応すべき事項	適・否	備考
	駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、供用時間、駐車料金の額を明示しなければならない。		

（参考）届出対象駐車場の管理者の法廷責務

- ・ 管理規程に定めた供用時間内においては、正当な理由のない限り、供用を拒んではならない[法 15 条 1 項]
- ・ 管理規程に従って業務を運営しなければならない。[法 15 条 2 項]
- ・ 建築基準法第 8 条^{※1}の規程によるほか、構造及び設備を政令で定める技術的基準に適合するよう維持しなければならない。[法 15 条 2 項]
- ・ 駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免れることはできない。[法 16 条]

※ 建築基準法 8 条 1 項

建築物の所有者、管理者または占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。